

財政援助団体監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（財政援助団体監査結果報告書（平成27年2月27日））

| 件名 | 指摘事項 | 対象部 | 対象課 | 措置等の状況 | 発生原因 | 措置内容 | 組織としての再発防止策 又は改善策 |
|--------------|--------------------------------------------------------|-------|-----------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①支出事務について | (ア) 業者より過請求されたものについて、過払いになったままとなっており精算されていない支払があった。 | 教育部 | スポーツ課（みよし市体育協会） | 措置済（実施済） | 平成25年7月分の請求の中で、依頼していない着払いのメール便が含まれていることに気づき、業者に確認したところ、請求誤りであり、翌月の請求分で相殺されることとなっていたが、確認を怠ったため相殺されないままとなっていた。 | 平成26年度10月分のメール便の請求で過請求分を差し引いての請求となり、精算が完了した。 | 過払い請求については請求内容の確認で発見することができていたので、解決していない事案については解決するまで定期的に確認する体制とした。 |
| ①支出事務について | (イ) みよし市体育協会財務規定では認められていない、款間での流用が行われていた。 | 教育部 | スポーツ課（みよし市体育協会） | 措置済（実施済） | 当初見込んでいたよりも旭グラウンド使用協力金の額が多く、款内には他に項目がなかったため、他の款から流用して支出した。 | 平成26年度予算から不足のない予算見積りにより予算額を改めた。 | 予算編成後変更の必要のある場合は、財務規程により補正予算を作成し、総会で承認を受ける。 |
| ①支出事務について | (ア) 支出調書において、資金前渡の手続きがされず、立替払による領収書によって、支払われているものがあった。 | 環境経済部 | 産業課（みよし市観光協会） | 措置済（決定済） | 急遽、消耗品の調達が必要となったため | 今後必要な場合は資金前途の手続を取るよう改める。 | 今後は、請求書により振込処理を徹底する。 |
| ①支出事務について | (イ) 観光協会役員報酬の源泉徴収について、3%で行うべきものを10%で行っていた。 | 環境経済部 | 産業課（みよし市観光協会） | 措置済（決定済） | 役員報酬が10%であることを誤認識していた。 | 次年度の報酬支払から日額表乙欄の源泉徴収額に改める。 | 源泉徴収額に誤りのないよう、年度当初に税務署等に確認する。 |
| ①支出事務について | (ウ) 請求額どおり正しい金額で支払はされているが、支払調書の支出額に誤りのあるものがあった。 | 環境経済部 | 産業課（みよし市観光協会） | 措置済（実施済） | 支払調書を作成した際に支払金額を誤って記載してしまった。 | 支払調書の金額を訂正した。 | 事務局の調書決裁時、全員で確認を徹底する。 |
| ②補助金交付事務について | (ア) 補助金変更申請書の変更内容が変更収支予算書の内容と整合性がとれないものがあった。 | 環境経済部 | 産業課（みよし市観光協会） | 措置済（実施済） | 変更承認申請書の誤記を審査誤りしたため。 | 変更承認申請書の変更理由の誤記を訂正した。 | 変更承認申請が提出されたら、変更内容に記載誤りがなにか、不突合がないか、よく確認する。 |